ロ　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該調整対象前年度開始の日の前日から当該調整対象前年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の当該調整対象前年度については、当該分割承継法人等の当該調整対象前年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転給与等支給額を合計した金額

三　適用年度において行われた分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人　当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該分割又は現物出資の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準分割法人等」という。）の当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間を当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日前の事業年度とみなした場合における当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）については、当該分割承継法人又は被現物出資法人の調整対象前年度に対応する基準分割法人等の当該事業年度に係る移転給与等支給額と当該調整対象前年度に含まれる月の当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該基準分割法人等以外のものの月別移転給与等支給額を合計した金額との合計額

11　法第四十二条の十二の四第二項第六号に規定する政令で定める金額は、同項第三号に規定する雇用者給与等支給額から当該雇用者給与等支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額とする。

12　法第四十二条の十二の四第二項第六号に規定する政令で定める数は、適用年度における給与等月別支給対象者（当該適用年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の同項第三号に規定する支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）をいう。）の数を合計した数とする。

13　法第四十二条の十二の四第二項第七号に規定する政令で定める金額は、適用年度開始の日の前日を含む事業年度（以下この項において「前事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同条第二項第三号に規定する支給額（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号に規定する支給額）からこれらの支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額（当該前事業年度又は前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該控除した金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して計算した金額）とする。

14　法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用を受けようとする法人が次の各号に掲げる合併法人に該当する場合の適用年度における前項の規定の適用については、当該法人の同項に規定する控除した金額（第十六項において「比較給与等支給額」という。）は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年度において行われた合併に係る合併法人（当該合併により設立したものを除く。以下この号及び次号において同じ。）　当該合併法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る当該法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号に規定する支給額）からこれらの支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額（以下この条において「一般給与等支給額」という。）とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象前年度に係る一般給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象前年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別一般給与等支給額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の当該調整対象前年度については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る一般給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象前年度に係る一般給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象前年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別一般給与等支給額

三　適用年度において行われた合併により設立した合併法人　当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準被合併法人」という。）の事業年度（当該基準被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）を当該合併法人の事業年度とみなした場合における当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る一般給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の調整対象前年度に対応する基準被合併法人の当該事業年度に係る一般給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象前年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人のうち当該基準被合併法人以外のものの月別一般給与等支給額を合計した金額

15　前項に規定する月別一般給与等支給額とは、その合併に係る被合併法人の各事業年度（当該被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）の一般給与等支給額をそれぞれ当該各事業年度等の月数で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月に係るものとみなしたものをいう。

16　法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用を受けようとする法人が分割法人等又は分割承継法人等に該当する場合（分割法人等にあつては第一号イ又はロに掲げる法人に該当する場合に、分割承継法人等にあつては第二号イ若しくはロ又は第三号に掲げる法人に該当する場合に、それぞれ限る。）の適用年度における第十三項の規定の適用については、当該法人の比較給与等支給額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　分割法人等　当該分割法人等のイ及びロに規定する調整対象前年度ごとに当該分割法人等の当該調整対象前年度に係る一般給与等支給額から次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額

イ　適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この号において同じ。）に係る分割法人等　当該分割法人等の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。イにおいて「調整対象前年度」という。）については、当該分割法人等の当該調整対象前年度に係る移転一般給与等支給額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額

ロ　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）において行われた分割等に係る分割法人等　当該分割法人等の当該調整対象前年度については、次に掲げる金額を合計した金額